

自由への承認、承認への自由・5 ——ヘーゲル『法の哲学』道徳性における善と良心——

竹 島 あ ゆ み

はじめに——道徳性の三契機——

『法の哲学要綱』¹第二部「道徳性」において、ヘーゲルは道徳性という領域が三つの契機から成るとし、それを第二部の三つの章として展開している。

第一章「故意と責任 der Vorsatz und die Schuld」（§115 - 118）は、道徳的行為の「内容一般が私のものである」（§114）という角度から考察しており、行為の抽象的・形式的な側面からの把握といえる。私がこの行為の対象をあらかじめ知っており（vgl. §117）、私のもの（vgl. §115）あるいは私の支配・注意の下にあって（vgl. §116）、そのような意味で私の行為が私の故意によるものとみなされるならば、その行為に私は責任がある。

第二章「意図と幸福 die Absicht und das Wohl」（§119-128）は、「行為の特殊な側面」（§114）からの把握であり、行為の価値と幸福とが問題となる。

ヘーゲルのいう故意と意図との区別を明確に理解するのは難しいが、放火の例を挙げている箇所から考えてみる（vgl. §119）。材木の端だけに火を付けるつもりだった（故意）といっても、結果としてそれ以上に燃え広がる場合のように、行為の結果が故意の範囲を超えることがある。そのような場合には、その結果を含めて意図が問われるべきだとしている。個別的・直接的な故意とは異なり、通常の知的能力を持つ主体であれば、その意図のうちには「燃え広がるだろう」という普遍的なものに関わる合理的判断が含まれているはずだとされる（vgl. §120）。

このような故意から意図への展開に対応して、行為の目的も直接的な結果から、自らの幸福、他者の幸福、最終的には万人の幸福へと展開していく（vgl. §125）。しかし万人の幸福ですら、ここではまだ特殊性を抜け出しておらず、幸福の実現もまた人倫という「普遍的な最善、国家の幸福、すなわち現実的で具体的な精神の法」（§126Anm.）を待たねばならない。

第三章「善と良心 das Gute und das Gewissen」（§129 - 140）は、行為の普遍的な側面からの把握であり、ここでは普遍性に高められた内面的なものとしての行為の内容を考察する。ここでは単に行為の相対的な価値ではなくて、行為の普遍的価値、すなわち善が問題とされる。

1 以下『要綱』と略記する。テキストについては本稿末尾の文献表参照。

ヘーゲルはこのことを第二部序論の末尾において次のように簡潔に示している。

「内面的なものとしてのこの〔行為の〕内容が同時にその普遍性に、すなわち即自的かつ対自的に存在する客観性にまで高められたものが、意志の絶対的な目的、すなわち善であり、反省の圏域においては主観的な普遍性、すなわち、悪あるいは良心に対立する」 (§ 114)。

さてこの「善」について、第三章の冒頭でヘーゲルは「善は実現された自由であり、世界の絶対的な究極目的である」 (§129) と述べる。しかし以下に見るように、これは第三部に先送りされる課題なのである。このような自由の実現は、道德性の枠内でもたらされるのではない。「無限の主観性としての良心」と「普遍的なものとしての善」 (§128) の統一は人倫という「生ける善」として初めて成立するのである。

以下では「道德性」本論部分を中心に扱うが、第一章・第二章についての考察は割愛し、道德性のもつ両極の対立が極まる第三章「善と良心」に絞って、ヘーゲルの考える道德性の圏域とはどのようなものであり、またそれがどのような必然性をもって人倫に移行するのか、またそのことはヘーゲル哲学体系におけるいわゆる「道德哲学」の不在とどのように関係するのかを考察する。

1 善

道德性の最終段階第三章「善と良心」の表題は、自由が客観的に普遍的な善（意志の絶対的な目的）とそれに対応する主観的に普遍的な良心との関係の中に現れるということを示している。その前半部分 (§129-135) ではまず、「善」について論じられる。

そこでは善とは、実現された自由であるといわれ、世界の究極目的といわれるのであるから、これは既に『要綱』が最終的に目指す人倫的自由を体現するものであるかのように思われる。

「善は意志の概念と特殊な意志との統一として理念である。……—こうして善は実現された自由であり、世界の絶対的な究極目的である」 (§129)。

このような善は「抽象的に正しいもの」 (§129補遺) ではなく、その内実が「法も幸福も形づくる」 (ibid.) ような内容豊かなものとして考えられている。注意すべきなのは、しかしながらこの「実現された自由」としての善という境位はあくまでも目的として示されているのであり、道德性のうちで実現されているものではないという点である。「生ける善」 (§142) が実現されるのは、実は人倫においてなのである。第三部「人倫」の冒頭においてヘーゲルは、「人倫は、自由の理念であり、生ける善として存在する」 (ibid.) と述べるが、ここ道德性におけ

る「善」は、まだこの境位へと至っていない。ここでの善はまだ抽象的な理念にとどまっており、また他方主観的意志は善に適ったものに達していない。いいかえれば、善はここでは主観性と切り離された実体的なものであり、他方主観的意志はそれを実現しなければならない目的として仰ぎ見るもの、当為（Sollen）に終始する主体なのである。それゆえ、善と主観的意志（ひいては良心）とは互いによって補完されない限り不十分なものであり、それゆえ互いの相関関係（Verhältnis）²のうちに立たざるをえない。

「ここでは、善がなお善の抽象的な理念であるかぎり、主観的意志は、まだ、善のうちへと高められ、善に適ったものとしては定立されていない。したがって、主観的意志は善との相関関係のなかに立つことになる。しかも、善が主観的意志にとって実体的なものであり、主観的意志が善を目的とし、これを実現しなければならないという相関関係、——善の側からすれば、善が現実のうちに出現する媒介をもっぱら主観的意志のうちにもつという相関関係のうちに立つのである」（§131）。

善は主観的意志の真理ではあるが、その一方でこの段階での善はそれだけでは、すなわち主観的意志なしには、「実在性を欠いた抽象的なものにすぎない」（§131補遺）。善の実在性とは、「主観的意志を通じて初めて善に帰属する」（ibid.）のであり、このような主観性、善を内面において規定する働きが「良心」である。

2 良心

上述のように、道徳性の段階では善は抽象的に客観的な普遍性を持つにすぎない。現実的な善の実現は、主観性によって媒介される必要があり、それは人倫の段階へ持ち越される。反対にこのことを主観性の側からいえば、ひとは確かに絶対的な善を目指しはするが、道徳性の領域ではまだ客観性を欠いており抽象的に主観的な普遍性、すなわち「良心」という自己確信の内面性にとどまっているということになる。

「善の抽象的性情のため、理念の他の契機、特殊性一般は主観性に帰属する。この主観性は、その自己内に反省した普遍性のうちで、自己内で自分自身を絶対的に確信することであり、特殊性を定立するもの、規定するもの、決定するもの——良心である」（§136）。

このように良心は「もっとも深い、内面的な自己同一性」（§136補遺）であり、そこではあ

2 本稿では Verhältniss を Beziehung「関係」と区別して「相関関係」と訳した。Verhältniss は Beziehung に比して、関係項の相対的な独立性、一面性を強調する文脈で用いられることが多い。典型的には『大論理学』『本質論』の用法がそれである。特に本質論第二編第三章「本質的相関関係」、第三編第三章「絶対的相関関係」を見よ。Vgl. G.W.F. Hegel: *Wissenschaft der Logik II*. HW, Bd. 6, S.164ff., S.217ff.

らゆる外的なものは消え去っているのであるが、このような良心の立場を、ヘーゲルは近代特有のものと位置づけ、称揚している。

「人間は良心としてはもはや特殊性の目的に縛られてはいない。良心は一つの高い立場、はじめてこの意識に、このような自己への沈潜に至った近代的世界の立場である」(ibid.)。

とはいっても良心の内実についてヘーゲルは、ある意味では素朴に、真の良心とは善きものを意欲する心術であるとしている。しかしながらそのような真の良心が成立するためには、良心が客観性を獲得しなければならず、それには人倫的共同体の成立という文脈が不可欠である。その前の段階である道徳性の領域においては、良心は「無限の自己確信」³(§137補遺)、形式的な主観的確信に留まる。道徳性がまさに当為あるいは要請の立場である所以である。良心という道徳的な主観性が、自らの目的——それをヘーゲルは「生ける善」と表現している——を実現しうるのは、前節で述べたように人倫の段階においてである。

「真の良心は、即自的かつ対自的に善いものを意欲する心術である。それゆえに、真の良心は堅固な原則を具えている。しかも良心にとって、この原則はそれだけで客観的な規定及び義務である。良心のこの内容、すなわち真理から区別される場合には、良心は、この意志としてはどんな固有の内容ももたない意志の活動の形式的な側面にすぎない。しかし、これらの原則と義務との客観的な体系、そしてこの体系と主観的な知との合一は、人倫の立場においてはじめて現存する。ここ、道徳という形式的な立場においては、良心はこの客観的な内容を持たず、したがってそれ自身としては自己自身を無限に形式的に確信することであり、この確信はまさにそれゆえに同時にこの主観的確信として存在する」 (§137)。

このように真の良心と、無限の自己確信という道徳性の圏域に留まる形式的な良心とを区別した上で、ヘーゲルは良心の理念を不可侵の「聖域」であるとする。

「良心は主観的な自己意識のもつ次のような絶対的な権限を表現する。つまり、何が法と義務であるかを、自分自身において、自分自身で知ということであり、自分がこうして善として知るもの以外は承認しないという権限であり、しかも同時に、自分がこのように知り意志するものが、真に法であり、義務であると主張する権限である。良心は、主観的な知と即自的かつ対自的に存在するものとのこのような統一として、これを侵害することは冒瀆であるような聖域である」 (§137注解)。

3 このような「無限」、「無限性」の含意については下記の拙論参照。

竹島あゆみ「自由への承認、承認への自由・4」、『岡山大学文学部紀要』第53号、2010年7月。

しかしこのことはある個人の心に抱く良心が、それだけで無条件に不可侵な聖域であるということの意味しない。個々人の良心は、それだけでは真の良心の理念にかなっているかどうかはわからない。その判定は良心が善だとするものの内容によるのであって、その限りで良心は法や義務といった普遍的なものととの関わりなしに承認されることはない。

「しかし、特定の個人の良心が、良心のこの理念にふさわしいかどうか、彼の良心が善いこととみなす、あるいは称するものが、実際に善いかどうか、このことはこの善いはずだとされたもの Gutseinsollennde の内容からのみ認識されることである。法であり、義務であるものは、意志の諸規定の即かつ対自的に理性的なものとしては、本質的にある個人の特定の所有でもなければ、感覚の形式や、あるいはその他の個別的な、すなわち感性的な知の形式のうちにあるのでもなく、本質的に普遍的な、思惟された諸規定の形式のうちに、すなわち法律や原則の形式のうちにあるのである。」 (§137注解)

良心が普遍的な行為規則であろうとするなら、良心は個別的で感性的な知の形式に従うのではなく、普遍的な思考規定に従わねばならない。端的に言えば、法律や原則の諸規定に従わねばならないのである。したがって国家は主観的な境位にのみ留まる良心を承認することはないとされる。逆から言えば、そのように普遍的なものととの関わりのなかで承認される良心とは、人倫的世界において位置づけ直される良心であり、第三部「人倫」において新たに「人倫的心術 die sittliche Gesinnung」⁴と呼ばれることになる。

「良心がおのれの自己のみを引き合いにだすことは直ちに、良心がそうであろうと欲するものに、すなわち理性的で、即自的かつ対自的に妥当する普遍的な行為のしかたの規則に反することである。このため国家は、良心をその固有の形式においては、すなわち主観的な知としては、承認することはできない」 (ibid.)。

ここまでの良心の原理論とでもいうべき部分においては、良心の主観的な一面性について強調されて述べられてきた。しかし実はこの主観性こそがまた、法や義務の抽象性を克服し、人倫の境位を準備するためになくてはならないものであることが、次の§138において明らかになる。すなわち法や義務の規定性は、この良心の主観性のうちで一旦捉えられて初めて、その限界を明らかにするとともに、新たな生命を与えられもするのである。

「抽象的な自己規定と単なる自己自身の純粹確信としてのこの主観性は、法や義務、またそれらのあり方の一切の規定性を自己のうちに揮発させる verfluchtigen とともに、何が善いことかを、ある一つの内容として自己からのみ規定する、判断する力であり、そして

4 Vergleich § 166, § 171, § 207usf.

同時に初めはただ表象されたもの、存在すべき善にすぎなかったものに現実性を与えるような力である」 (§138)。

ヘーゲルはここで「揮発させる」というある種奇抜な表現を用いている。その意図は、法・義務の持っていた抽象性が良心の主観性のうちで消失することを述べようとしているということではないだろうか。つまりこの後に述べられているように、法や義務を「揮発させる」とは「我々が法または義務として承認しているものの全てが、思想によって、無に等しいもの (ein Nichtiges)、制限されたもの、従っていかなる意味でも絶対的でないものとして示されうる」 (§138補遺) ということなのである。またそれゆえに逆に「自己のうちに一切の内容を揮発させる主観性が、再び全ての内容を自己のうちから展開することができる」 (ibid.) ののである。この意味で良心の立場については「人倫のうちに成立する全てのものが、この精神によって産出される」 (ibid.) とまで言われ、主観性の重要性が強調されている。もちろんヘーゲルはここでも、主観性の側もやはり一面性・抽象性を免れないということ指摘するのを忘れはしないのであるが。

3 悪と自由

本稿ではここまで『要綱』第二部道德性第三章「善と良心」における、善と良心という客観的な道德性及び主観的な道德性の両極についてそれぞれ見てきたが、ここでヘーゲルにおける「悪」の問題について一瞥しておきたい。『要綱』ではこの問題は良心論の末尾において考察されている。すなわち良心という自己意識の立場が、通常の諸規定の全てを無に帰して、意志の純粋な内面性のうちにあるため、一方では「即自的かつ対自的に普遍的なものを原理とする可能性」 (§139) をもつが、それとともに、「自身の特殊性を普遍的なものを超えて原理とし、行為によって実現しようとする恣意 Willkür——悪である可能性」 (ibid.) をもつとヘーゲルは考える。これは良心の悪への転落の可能性を意味する。

「良心は、端的に形式的な主観性として、悪へと急落する瀬戸際にある。自分だけで存在し、知り、決定する自己確信のうちに道德性と悪との両者が共通の根を持っている」 (§139注解)。

しかしここで注意すべきなのは、ヘーゲルが悪の根源にもまた自由を見ている点である。上で「共通の根」といわれているように、道德性の根幹である自由な自己確信はまた、それが自由であるがゆえに悪の根源をもなしているのである。

「総じて悪の根源は、自由の神秘、すなわち自由の思弁的なものの中にある。つまり意志の自然性から超出して、これに対して内面的なものとなるという自由の必然性のうちに

ある」(ibid.)。

いわば自由の定在としての良心と悪は、自由の展開の段階としては同じところに位置するといえる。両者は、自然的意志と呼ばれる「欲求、衝動、傾向性」(ibid.) から抜け出て、それらと対立するものとなっている⁵。ヘーゲルは悪を善と対立するものとして単に退けるのではなく、むしろ良心と同様に、非理性的な動物と理性的な人間との区別をなすものであり、意志の自由の発展の必然的な帰結であると考えているのである。

「〔自然性と内面性との〕分裂の立場が現れてはならないということではない——この立場はむしろ非理性的な動物と人間との区別をなしている」(ibid.)。

というのも悪は良心と同様自己意識の主観性に由来するからである。私は善と悪との間で選択することができ、どちらに向けて決断を行うのも私の自由なのである。

「個別的な主観そのものが、端的に自己の悪の罪責 *die Schuld des Bösen* を負う」(ibid.)。
「人間のみが、しかも悪でもありうる限りでの人間のみが善である」 (§139補遺)。

このように主観性を担う人間のみが自らの悪に対する責任主体となりうる。換言すれば、動物はもちろん自然的意志に左右される度合いの大きい子どもや無教育な人には、より低い責任能力しかないことになる。ここで問題にされている人間とは「子どもではなく自己意識的な人間」 (§139補遺) なのである。そのような人間にとっては即自的には善でも悪でもない自然的なものも、人間がそれらを意志する限りで「もはや単なる自然的なものではなくなり…善に対立する否定的なもの」(ibid.) ともなりうるのである。

「人間の決断は彼自身の行いであり、その自由と罪責との行いである」(ibid.)。

人間は善悪の間で二者択一が可能であり、どちらを自らの主観性のうちにとりこむこともできるのであるから、ヘーゲルは悪の本性を、「人間は悪を欲することができるが、しかし必然的に悪を欲せざるをえないのではない」(ibid.) ということにあると定義する。そしてこのような悪の「最後の最も難解な形式」、近代において「道徳性の立場における主観性の最高の頂点」 (§140注解) に達したといわれる悪の諸形式について、ヘーゲルは §140の長い注解において考察している。そこでは「偽善」、「蓋然説」、「抽象的な善意志」、「信念」、「イロニー」等

5 ヘーゲルは欲求、衝動、傾向性等を「自然的意志」と呼び、広義の意志のうちに含めて考えている。ヘーゲルの意志論のこのような独自性に関しては下記の拙論参照。

竹島あゆみ「自由への承認、承認への自由・1」、『岡山大学文学部紀要 第48号、2007年12月。

が取り上げられ、主としてヘーゲルの同時代の哲学者を批判しつつ、「悪が我々の時代において、しかも哲学によって…栄えた形式」が論じられるが、その検討は本稿では割愛する。

以上のように主観性の一つの発露としての悪の出現は必然的なものであるが、このような悪の廃棄もまた、必然的である。そしてこの廃棄が実現されるのは、良心と善の対立の廃棄が実現されるのと同じく、人倫の段階である。

「悪の必然性のこの側面には、この悪が必然的にあるべきでないものとして規定されているということ、すなわち悪が廃棄されるべきであるということが、同様に絶対的に結びつけられている」 (§139注解)。

おわりに——道德性から人倫への移行

ヘーゲルは善と悪を単純に対立させているのではない。既に述べたように、まず抽象的に普遍的な善に対立する抽象的に主観的な、「純粋な自己確信」 (§141) としての良心が対立されている。そしてさらに、その良心に対して同じく主観的なものとしての悪を対立させて考察している。あるいは近代的な主観性そのものの二側面が良心と悪であるといってもよいだろう。ヘーゲルは、それら道德的概念の配置されている地平——近代的な道德性という地平そのものの限界（普遍性と主観性の分裂）を指摘し、そこから人倫という新たな地平を開いていくのである。

「自由の実体的で普遍的なものではあるが、しかしまだ抽象的なものとしての善にとっては、それゆえに諸規定一般とそれらの原理が、しかし善と同一なものとして要求されている。そのことは、良心にとって、規定の抽象的に過ぎない原理、良心の諸規定の普遍性と客観性が要求されているのと同じである。善と良心との両者は、このようにしてそれぞれが自分だけで総体性にまで高められれば、規定を欠くものとなるのであって、規定されねばならないのである。…——したがって、善と主観的な意志との具体的な同一性、両者の真理は人倫なのである」 (§141)。

ヘーゲル哲学体系にはいわゆる「道德哲学」が存在しない理由はここから明らかであろう。道德性の領域における良心は、まだ真の良心ではなかった。それは実体的な善とまだ統一されない、単に主観的な道德的確信にすぎないものであるから、容易に同じく自己確信としての悪に転落しうる。良心は、生きた善としての人倫の世界のうちに構造的に位置づけられて初めて、真に道德的な意味をもつのであるから、ヘーゲルの体系においては、道德を人倫の世界から切り離されたものとして独立に考察する余地はありえないのである。道德としての道德、個人の内面的倫理の意味での道德をそれだけ切り離して扱うのが道德哲学であるとすれば、それはヘー

ーゲルにとっては——§140注解で検討されているように——悪に善の名を僭称させ、自らは哲学の名を僭称するような、「浅薄な思想」 (§140) から出たものにすぎないということになる。

このように道徳性における善と主観性（特に良心）とは、その一面性を自己否定を通じて止揚し、善は自らの欠いていた現実性を、主観性は自らの欠いていた実体性を獲得しなければならない。そのことを通じて、人倫的共同体が実在性をもって成立し、ひいてはそこにおいて生きた善が、また真の良心が、人倫的なものの契機として実現することになる。

「善と主観性とは一面的なものであって、これらが即自的にあるあり方としては定立されてはいない。善と主観性とはこの定立されるということに、自らの否定性において到達することになる。…この否定性において両者は自己を止揚し、それによって自己を概念の契機にまで貶める。そしてこの概念が両者の統一であることが明らかになり、まさに両契機の定立によって実在性を獲得し、したがって今や理念としてある」 (§141注解)。

さて第二部「道徳性」末尾の「道徳性から人倫への移行」においては、このように、道徳性最終章における善と良心との対立が、第三部「人倫」において統一されることが予示されている。ここではしかしまだ、この統一が同時に第一部「抽象法」と第二部「道徳性」との統一でもあることも示唆されている⁶。

「直接的には法としてあった自由の定在は、自己意識の反省の中で善として規定されている。それゆえにここ、この自由の定在の移行における、善と主観性との真理としての第三のものは、同じくこの主観性と法との真理でもある。——人倫的なものは主観的な心術であるが、とはいってもそれは即自的に存在する法の心術である。——この理念が自由概念の真理であること…の演繹は、法と道徳的自己意識とが、それら自身において、自らの帰結である自己へと帰っていく形で示されるところにもっぱら含まれている」 (ibid.)。

道徳性の領域において抽象的に普遍的な善と言われてきたものは、実は第一部「抽象法」において扱われてきた「法」が、主観性のうちで捉え直されたものであった。それゆえ、善と良心との統一には法と良心との統一もまた含まれている。法もまた主観性の契機なしには生きたものとして存立しえないのである。

「法的なものと道徳的なものとはいずれもそれだけでは現存しえない。そして、両者は人

6 第一部「抽象法」における承認と自由については下記の拙論参照。

竹島あゆみ「自由への承認、承認への自由・2——抽象法における私・物・他者——」、『岡山大学文学部紀要第50号、2008年12月。

倫的なものを担い手として、基盤としてもたなければならない。なぜなら法には、道德がそれ自身で唯一持っている主観性の契機が欠けており、そこで両契機はいずれもそれだけでは現実性をもたないからである」 (§141補遺)。

こうして第二部末尾の「善と良心」との対立は、第一部における「法」と第二部における「道德的自己意識」との対立を包含しながら展開し、人倫へと統一されることになる。では、その「人倫」とは一体何であるのか。すなわち、善と良心、さらに法と道德性とは、ひとつの理念として統一されたありようを、ヘーゲルはいったいどのようなものとして描き出しているのか、これについては次号で考察することとしたい。

(たけしま・あゆみ 社会文化科学研究科教員)

文献表

テキスト

『法の哲学要綱』のテキストは以下のものを用い、引用の後に節番号のみを示した。

G.W.F. Hegel: *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. Werke in zwanzig Bänden, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1969ff., [=HW]Bd.7

『大論理学』のテキストは以下のものを用いた。

G.W.F. Hegel: *Wissenschaft der Logik II*. HW, Bd. 6.

二次文献

Wood, W. A. (1997) : „Hegel's Critique of Morality“ (§§129-141). In: Siep, L. (Hg.) *G.W.F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Berlin, Akademie Verlag.

Schnädelbach, H. (2000) : *Hegels praktische Philosophie. ein Kommentar der Texte in der Reihenfolge ihrer Entstehung*. Frankfurt a. M., Suhrkamp.

加藤尚武 (2006) 『ヘーゲルの「法」哲学』、青土社。

竹島あゆみ (2005) 「自由というアポリア——ヘーゲル『法の哲学要綱』とリベラリズム」、『アルケー (関西哲学学会年報)』、第13号。